

事務連絡
令和4年6月10日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」に関するQ&Aについて

新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原定性検査キットを薬局において販売するに当たっての留意点について、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付け事務連絡（令和4年3月17日一部改正））等において、お示ししているところです。

今般、唾液を検体として用いた医療用抗原定性検査キットを薬局において販売するに当たっての留意事項を別紙のとおりQ & Aとしてお示ししますので、内容につき御了知いただくとともに、関係者に周知いただきますようお願ひいたします。

問 唾液を検体として用いる医療用抗原定性検査キットを販売するに当たり、どのような点に留意すればよいか。

答

- 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日付け事務連絡(令和4年3月17日一部改正))においては、検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、別添「薬局で抗原定性検査キットを購入する方へ」も活用しながら説明を行うこととしている。
- この別添については、鼻腔ぬぐい液を検体として用いる場合を念頭にしたものであることから、唾液を検体として用いる抗原定性検査キットの使用方法については、当該製品の添付文書や操作手順書等を用いて適切に説明すること。
また、無症状者については、現時点での有用とのデータが示されていないため、体調が気になる場合に使用することを徹底するよう、丁寧に説明すること。